



JASDAQ

平成 22 年 5 月 20 日

各 位

会 社 名 株式会社レイ
代表者名 代表取締役社長 分部 至郎
(J A S D A Q ・ コード 4 3 1 7)
問合せ先 取締役 中村 準三
電 話 0 3 - 5 4 1 0 - 3 8 6 1

内部統制システムの構築に関する基本方針について

当社は、平成 22 年 5 月 20 日開催の取締役会において、「内部統制システムの構築に関する基本方針」について、下記のとおり決定いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 取締役および使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役及び使用人が法令及び定款を遵守し、倫理を尊重した行動を徹底するため「行動規範」並びに「コンプライアンス体制」を整備する。各役員は、担当部門のコンプライアンスの実施状況を管理・監督し、従業員に対し適切な研修体制を設ける。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報・文書の取扱いは、文書管理規程等に従い適切に保管及び管理し、検索可能な体制を構築する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

業務執行に係るリスクに関して、各関係部門においてそれぞれ予見されるリスクの分析と識別を行い、リスクを明確化するとともに、各部門毎のリスク管理の状況を把握し、その結果を取締役に報告する体制を整備する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 社内規定として、組織規程、職務権限規程、業務分掌規程、職務権限規程等を定め、取締役・従業員の役割分担、職務分掌、指揮命令系統等を通じた効率的な業務執行を確保するための体制を整備する。
- ② 当社は、定例取締役会を毎月 1 回、更に必要に応じて臨時取締役会を開催し、重要事項の意思決定並びに取締役の業務執行状況の監督等を行う。また、情報及び認識の共有、経営効率向上のための業務執行及び重要事項に係る議論の場として、当社の執行役員が出席する執行役員会を原則取締役会開催日に併せ開催する。

- ③ 業務運営については、将来の事業環境を踏まえ中期経営計画及び各年度予算等、全社的な目標を設定する。各グループ会社においては、その目標達成に向け具体策を立案・実行する。

5. 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社並びにグループ子会社における内部統制システムを構築し、当社並びにグループ子会社間での内部統制に関する協議、情報の共有化等が効率的に行われる体制を整備する。内部監査室は、当社並びにグループ子会社に対し内部監査を定期的実施し、グループの業務全般に亘る内部統制の有効性と妥当性を検証する。内部監査の結果は、取締役会および執行役員会にて報告される。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ① 監査役が必要とした場合、取締役会は監査役と協議のうえ、監査役の業務補助のための監査役補助使用人を置くこととし、その人事については、監査役と適正な意思疎通に基づき、関係各方面の意見を十分考慮して検討する。
- ② 取締役は、監査担当者がその職務を遂行するうえで不当な制約を受けないよう配慮しなければならない。監査担当者は、その職務遂行上不当な制約を受けた場合は監査役に報告し、不当な制約を排除するよう求めることができる。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役及び使用人は、当社及びグループ会社の業務の進行状況、業績等に関する重要事項について監査役に報告する。また、当社及びグループ会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに監査役に報告する。
- ② 監査役は、取締役会の他、業務の執行状況を把握するため、重要な会議に出席するとともに、業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役及び使用人にその説明を求めることができる。
- ③ 監査役は代表取締役と定期的な会合を持ち、また、会計監査人、内部監査室との情報交換に努め、連携して当社及びグループ会社の監査の実効性を確保するものとする。

8. 反社会的勢力を排除するための体制

当社は反社会的勢力に対しては毅然とした姿勢で臨み一切の関わりを持たず、不当な要求にも応じない。反社会的勢力に対しては所轄の警察署、顧問弁護士等関連機関と連携して情報収集を行い、組織的に毅然たる対応をする。

以 上